

こちらう奈良市

# 東部出張所です

〜未来のために今できること〜

第54号

令和4年2月1日発

編集・発行  
奈良市東部出張所  
奈良市大柳生町4735  
TEL 93-0001  
FAX 93-0061

こんにちは。東部出張所所長補佐の藤原卓二です。  
今月は、日常生活に密着した里道、水路等の「法定外公共物」についてお話しさせていただきます。

法定外公共物とは、道路法が適用される「国道、県道、市道」や河川法が適用又は準用される「一級河川、準用河川」のように、法律が適用、準用される公共物のことを「法定」公共物というのに対し、里道、水路や農道、農業用水路などのように法律が適用されない公共物を「法定外」公共物といいます。

法定外公共物は、公図上では無番地の長狭物であり、里道は赤色に、水路は青色に、着色されていることから、赤線（あかせん）、赤道（あかみち、あかどう）、赤地（あかち）、青線（あおせん）、青道（あおみち、あおどう）、青地（あおち）と呼ばれることもあります。里道、水路は、その多くが農道や農業用水路など、地域住民の日常生活に密着した道路、水路として利用されていますが、その敷地は、国有財産とされてきました。

地方分権の推進を図るため、国有財産である里道、水路のうち機能を有するもの等については、平成17年3月末までに市町村に譲与されました。これにより、国から引き継いだ里道、水路については、これまで奈良県に申請していた境界確定や用途廃止等の申請窓口が各市町村に変わり、奈良市区域については、土木管理課が窓口になりました。



## 履物・かばん類は「燃やせるごみ」に変更されました！

【分別区分変更のお知らせ】  
履物・かばん類の分別区分が令和4年1月から「燃やせるごみ」に変更されました。

### 【注意事項】

履物・かばんのみで出す場合は1袋まで、重さを5kg未満に

「燃やせるごみ」の収集は1回1世帯につき1〜2袋までのため、そのうちの1袋が「履物・かばん」のみでも収集します。「履物・かばん」のみで出す場合は1袋の重さを5kg未満にしてください。

45リットルまでの袋に入れて口を縛る

写真のように、必ず手でくくって口を縛ってください。  
テープなどで口を塞いだものは収集できません。



かばんの中は空っぽに  
ごみに出すかばんの中には何も入れず空の状態にしてください。

### 【お問合せ先】

廃棄物対策課(71-3001)



(奈良市ホームページ)

## 空き家活用・啓発講習会のご案内

以前DIYイベントで実際に改修した空き家を舞台に、空き家の活用・啓発講習会が開催されます。実際に物件を見ることで、皆様にとっても、空き家の管理や活用、ひいては地域にある空き家についても考え、関心をもつていただく機会に出来ればと思います。

今現在空き家を所有している方だけでなく、興味のある方はぜひご参加ください(申込は不要)

実際に改修した空き家は、  
下のQRコードから、ぜひご覧ください。



### 【日程】

●日時：令和4年2月21日(月)

午前9時30分〜12時(予定)

●場所：奈良市柳生町348-1

※災害や感染症等やむを得ない事情により延期・中止の可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

※検温、マスク着用、手指消毒等の感染症対策にご協力ください。

【講師】NPO法人空き家コンシェルジュ奈良市 委託業者)

【連絡先】NPO法人空き家コンシェルジュ

榎原事務所(担当・辻本)

TEL 0744-35-6211



※こちらに掲載の情報は編集の都合上、1月18日現在のものであります。